

## 受託開始のお知らせ — 要検討PFAS —

謹啓、時下増々のご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素はご愛顧を受け賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、環境省より「水質基準に関する省令の一部を改正する省令」及び「水道法施行規則の一部を改正する省令」が公示され、要検討PFASが新たに要検討項目として追加されることとなりました。

つきましては、下記のとおり受託を開始させていただきますので、ご案内申し上げます。

謹白

記

- 受託開始日 令和8年4月1日（水）採水分より
- 検査項目 要検討PFAS
- 検査方法 平成15年厚生労働省告示第261号 準用
- 検査内容

種 別	検査項目	所要日数	必要量	容器種類
要検討項目	<b>要検討PFAS</b>	14～21日	500mL	PP容器(500mL)

※要検討PFASはペルフルオロブタンスルホン酸(PFBS)、ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)、ペルフルオロブタン酸(PFBA)、ペルフルオロペンタン酸(PFPeA)、ペルフルオロヘキサン酸(PFHxA)、ペルフルオロヘプタン酸(PFHpA)、ペルフルオロノナン酸(PFNA)、ヘキサフルオロプロピレンオキシドダイマー酸(HFPO-DA)の8物質合算値となります。

※要検討PFAS 8物質の測定は、全て直鎖体のみとなります。

以上